

■ゆうちょP a y 利用規約

1 総則

利用者は、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）を通じて、パートナーが販売若しくは提供する商品若しくはサービス等に係る代金又はパートナー等より引落指定口座からの払出金に相当するものとして交付を受ける現金（以下これらをあわせて「取引代金」といいます。）の決済にゆうちょP a yを利用することに関し、ゆうちょP a y利用規約（以下「この規約」といいます。）の内容に従うものとします。

2 用語の定義

この規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

(1) 利用者

総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。）（以下「総合口座」といいます。）の加入者のうち、次条に基づいてゆうちょP a yの利用に係る申込みを行い、当行の承認を受けた個人のお客さまをいいます。なお、この規約に基づき、当行と利用者との間で成立した契約を「この契約」といいます。

(2) パートナー

利用者との間の商品又はサービス等に係る代金の決済にゆうちょP a yを利用することを当行が認めた法人、個人事業主又は団体をいいます。この規約においては、当行の提携金融機関が提供するゆうちょP a yと同様のサービスを利用する個人との間の取引代金の決済に当該サービスを利用することを当該提携金融機関が認めた法人、個人事業主又は団体をあわせてパートナーといます。また、引落指定口座からの払出金に相当するものとして利用者に交付した現金の決済にゆうちょP a yを利用することを当行が認めた法人、個人事業主若しくは団体、又は当行の提携金融機関が提供するゆうちょP a yと同様のサービスを利用する個人に交付した現金の対価の決済に当該サービスを利用することを当該提携金融機関が認めた法人、個人事業主若しくは団体をパートナーとあわせて「パートナー等」といいます。

(3) ゆうちょP a y

パートナー等における取引代金を、スマートフォン等を利用して総合口座の預り金から即時に支払うことのできる（ただし、ゆうちょP a y「Smart Code ショッピングサービス」については、この限りではありません。）、当行の個人のお客さま向けサービスをいいます。

(4) ゆうちょP a y取引

パートナー等が行う商品の販売又はサービス等の提供等の取引代金について、利用者がゆうちょP a yにより支払う取引をいいます。

(5) 利用者端末

ゆうちょP a y取引を行うために必要な利用者向けアプリ（以下「ゆうちょP a yアプリ」といいます。）をダウンロードのうえ、利用登録をした利用者自身のスマートフォン等をいいます。利用者はゆうちょP a yアプリを利用して、ゆうちょP a y取引のほか、パートナー等の検索やパートナー等が発行した対象クーポンやスタンプの利用・管理ができます。ゆうちょP a yアプ

りを利用できる利用者端末の環境は、当行所定のホームページで公表しています。

(6) パートナー端末等

ゆうちょP a y取引を取り扱うために必要なパートナー等向けアプリをダウンロード等のうえ、利用登録をしたパートナー等自身のタブレット端末等をいいます。

(7) 提携金融機関

ゆうちょP a yと同様の決済システムを導入し、ゆうちょP a yと同様のサービスのパートナー等になることを認めることができる金融機関をいいます。提携金融機関は、当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表するものとします。

(8) クーポン

利用者に対して発行する取引代金の割引その他の特典を付与するための画像等をいい、当該画像等をパートナー等で利用した際に特典を得るものをいいます。

(9) Smart Code

株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）所定の規定や規格に基づき、利用者端末の画面に Smart Code 対応コード等を表示させ、Smart Code 加盟店（取引代金の決済にゆうちょP a yを利用することをJCBが認めたパートナー等をいいます。以下同じとします。）に設置されたパートナー端末等を用いて当該 Smart Code 対応コード等を読み取ることで、Smart Code 加盟店が取引代金の決済を行う仕組みをいいます。

(10) ゆうちょP a y「Smart Code ショッピングサービス」

利用者が Smart Code 加盟店で JCB 所定の手続によって行うゆうちょP a y取引をいいます。

(11) ゆうちょP a yポイント

当行が利用者に対して付与するポイントをいい、パートナーが行う商品の販売又はサービス等の提供等の取引代金（当行所定のものに限ります。）の全部又は一部に充てることができるものをいいます。

3 利用申込み

(1) ゆうちょP a yの利用に当たっては、お客さま自身のスマートフォン等にゆうちょP a yアプリをダウンロードのうえ、利用登録画面に氏名、メールアドレス等のお客さま情報を入力し、ログインパスワード及び取引暗証番号（以下ログインパスワードと取引暗証番号をあわせて「暗号等」といいます。）を設定する必要があります。

(2) 前項の手続を行ったうえで、当該スマートフォン等のログイン後画面において、総合口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等を入力し、ゆうちょP a y取引に用いる総合口座（以下「引落指定口座」といいます。）を登録する必要があります。

(3) 前項の手続において入力された引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等が、当行が指定した総合口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等と一致した場合には、当行は入力した者をお客さま本人とみなし、前2項の利用の申込みを正当なものとして取り扱います。

(4) 当行が、お客さま本人からの利用の申込みとして第1項の利用の申込みを受け付けましたうえは、引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

4 ゆうちょP a y取引の方法

- (1) 利用者がパートナー等における取引代金をゆうちょ P a y により支払う場合には、①パートナー等から送信を受けた情報を利用者端末の取引内容確認画面で確認後、取引暗証番号を入力する方法、②パートナー等から提示された QRコード等を利用者端末で読み取った後、取引暗証番号を入力する方法、③パートナー等から提示された QRコード等を利用者端末で読み取り、支払金額及び取引暗証番号を入力等する方法、④利用者端末が提示した QRコード等をパートナー端末等で読み取る方法、又は⑤当行がパートナー等の請求に従い、利用者に通知することなく引落指定口座から取引代金に相当する預り金を払い出すことをあらかじめ申し込む方法により、当行に対して、引落指定口座から支払資金を払い出してパートナー等に支払うことを依頼するものとします。この依頼は取り消すことができません。ただし、第 13 条第 2 項の場合は、この限りではありません。
- (2) 前項にかかわらず、利用者端末の指紋認証機能等の利用により、取引暗証番号の入力を省略することができます。この場合についても、当行は前項と同様に取り扱うものとし、利用者は依頼を取り消すことができません。ただし、第 13 条第 2 項の場合は、この限りではありません。なお、指紋認証機能等は、当行所定の機能を備える利用者端末でのみ利用できます。
- (3) 当行は、前 2 項の依頼に基づき引落指定口座から支払資金を払い出したときは、パートナー等に対してゆうちょ P a y 取引が成立したことを通知します。この場合、利用者端末上にパートナー等の発行するご利用控えが表示されます。
- (4) 理由の如何を問わず、利用者端末及びパートナー端末等による手続きができない場合には、ゆうちょ P a y 取引の取扱いは行わないものとします。

5 ゆうちょ P a y 「Smart Code ショッピングサービス」の利用に関する同意

利用者は、次の各号に同意したうえで、Smart Code 加盟店においてゆうちょ P a y 「Smart Code ショッピングサービス」を利用するものとします。

- ① ゆうちょ P a y 「Smart Code ショッピングサービス」の利用により Smart Code 加盟店が利用者に対して取得した取引代金相当額の債権について、JCB 又は JCB が提携する第三者が直接又は間接に立替払いすることにより、利用者が JCB に対して負う支払債務を、当行が JCB に対して立替払いをすること。
- ② 利用者は、Smart Code 加盟店においてゆうちょ P a y 「Smart Code ショッピングサービス」を利用したことにより、当行に対して、Smart Code 加盟店に対する取引代金相当額の弁済委託を行うこと。

6 ゆうちょ P a y 取引の利用限度額

- (1) 利用者は、次の各号のいずれか低い金額を超えない限度において個々のゆうちょ P a y 取引を行うことができます。
 - ① 引落指定口座の現在高（利用者が保有するゆうちょ P a y ポイント数その他当行所定の取扱いに係る金額を加えた金額とします。）
 - ② 1 日当たりの利用限度額（当行が定めた金額、又は当行が定めた金額の範囲内において利用者（代理人を含みます。）が指定し、当行が承認した金額をいいます。以下同じです。）
 - ③ パートナー等ごとに定められた利用者 1 人が 1 日に利用できる限度額（当行が定めた金額、又は当行が定めた金額の範囲内においてパートナー等が指定し、当行が承認した金額をいいます。）

す。)

(2) 前項に定める1日とは、午前0時から起算した24時間をいい、日本時間によります。

7 クーポンの利用等

(1) 利用者は、当社が認めた場合には、当社又はパートナー等から当該パートナー等の情報、クーポンその他のメッセージを受信することができるものとします。この場合、利用者は受信したクーポンに定める特典を受けることができます。

(2) パートナー等から利用者が受信するメッセージ及びクーポンの利用条件は当該パートナー等の責任において設定するものとし、当該メッセージ及びクーポンの内容及びその履行等について関知せず、当該クーポンの利用又は当該クーポンが利用できないことにより利用者に生じた損害につき、当社は一切の責任を負わないものとします。

(3) 利用者は、保有するクーポンを第三者に対して譲渡その他の処分をすることはできず、当社又はパートナー等に対して保有するクーポンの換金を求めることはできません。また、クーポンの利用は、当該クーポンに別途同伴者の利用を認める旨の記載がある場合を除いて利用者本人が行うものとし、当該利用者以外の第三者に行わせることはできません。

(4) 当社は、利用者が次の各号に該当すると判断した場合は、利用者に通知することなく、利用者が保有するクーポンの全部又は一部を失効させることができるものとします。

① 当社がクーポンを付与した後に、利用者が当該クーポンの付与を受けるための条件を満たさないことが判明した場合

② 利用者に違法行為若しくは不正行為があった場合又はこの規約等に違反した場合

③ その他利用者が保有するクーポンを失効させることが適当である場合

(5) 利用者が利用登録の抹消その他の理由により利用者の地位を喪失した場合には、当該利用者が保有するクーポンはすべて失効します。利用者の地位喪失に伴う損害について当社及びパートナー等は一切の責任を負わないものとします。

(6) 利用者は、当社がパートナー等に対してクーポンの発行停止又は当該パートナー等が発行したクーポンを失効させることができることについて、あらかじめ承諾するものとします。

(7) 当社は、あらかじめ利用者へ通知又は公表のうえ、クーポンに係るサービスの停止又は廃止をすることができます。ただし、緊急の場合は利用者への通知又は公表が事後になる場合があります。利用者はクーポンに係るサービスが廃止された場合、利用者が保有するクーポンが失効することについて、あらかじめ承諾するものとします。

(8) 本条の規定に従って利用者が保有するクーポンが失効し又はクーポンに係るサービスが停止又は廃止された場合には、クーポンの再発行、損害賠償その他の名目を問わず、当社は一切の責任を負わないものとします。

8 ゆうちよPayポイントの付与・使用等

(1) 利用者が行ったゆうちよPay取引がポイント付与の対象となる取引（以下「付与対象取引」といいます。）に該当する場合その他の当社所定の条件（以下「付与対象条件」といいます。）を満たした場合に、当社はゆうちよPayポイント（以下「ポイント」といいます。）を利用者へ付与するものとします。

(2) 付与対象取引、付与対象条件並びにポイントの付与の時期、種別及び付与数又は付与率は、当

行が決定のうえ、当行所定の方法で公表するものとします。

- (3) 第 13 項によりパートナーへの取引代金の支払の全部又は一部にポイントを使用したときは当該ポイント使用分に対するポイントの付与は行われぬものとします。
- (4) 当行は、当行所定の方法により、ポイント数の残高等を利用者に通知します。利用者は、当該ポイント数に疑義のある場合には、直ちに当行に連絡し、疑義の内容を説明するものとします。この場合、ポイント数に関する最終的な決定は当行が行うものとし、利用者はこれに従うものとします。
- (5) 利用者は、保有するポイントについて、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること又は第三者に使用させることはできず、当行又はパートナー等に対して保有するポイントの換金を求めることはできません。
- (6) ポイントの有効期限は当該ポイントの付与時に当行が定めるものとし、利用者はゆうちょ Pay アプリで確認することができます。なお、有効期限を経過したポイントは失効します。
- (7) 当行がポイントを付与した後に、付与対象取引に係る売買契約等が解除、取消その他の事由により効力を失った場合、付与対象条件を満たさないことが判明した場合その他の当行がポイントの付与を取り消すことが適当と判断する事由があった場合、当行は当該付与対象取引及び付与対象条件により付与したポイントを取り消すことができるものとします。
- (8) 当行は、利用者が次の各号に該当すると判断した場合は、利用者に通知することなく、利用者が保有するポイントの全部又は一部を取消又は失効させることができるものとします。
 - ① 利用者に違法行為若しくは不正行為があった場合又はこの規約に違反した場合
 - ② その他利用者が保有するポイントを失効させることが適当である場合
- (9) 当行は、利用者がポイントを使用した後であっても、第 7 項又は第 8 項に定める失効事由がある場合には、これらの規定により、当該ポイントを失効させることができるものとします。この場合、当行は 1 ポイント当たり 1 円で換算した当該ポイントの失効による不足額を、利用者の引落指定口座から払い出すことができるものとし、払出し後になお不足がある場合には、速やかに現金又は当行の指定する方法により、これを当行に支払うものとします。
- (10) 利用者が利用登録の抹消その他の理由により利用者の地位を喪失した場合には、当該利用者が保有するポイントはすべて失効します。
- (11) 当行は、あらかじめ利用者へ通知又は公表のうえ、ポイントに係るサービスの停止又は廃止をすることがあります。ただし、緊急の場合は利用者への通知又は公表が事後になる場合があります。なお、ポイントに係るサービスが廃止された場合、利用者が保有するポイントはすべて失効します。
- (12) 前 6 項によるポイントの取消及び失効、ポイントに係るサービスの停止又は廃止並びにそれらによる損害について、ポイントの再付与、損害賠償その他の名目を問わず、当行及びパートナー等は何らの補償も行わず、一切の責任を負いません。
- (13) 利用者は、当行所定の方法により、保有するポイントを 1 ポイント 1 円相当分として、パートナーが行う商品の販売又はサービス等の提供等の取引代金の全部又は一部の支払に使用することができます。ただし、ポイントの使用に当たり、当行は対象となる商品やサービスを制限し、又は条件を付すことがあります。
- (14) ポイントを使用して購入した商品又は提供を受けたサービス等につき、売買契約の解除等がされた場合には、当該取引に使用されたポイントは原則としてポイントで返還されます。

9 引落指定口座の残高照会

- (1) 利用者は、当行が認めた場合には、引落指定口座の現在高に係る情報の照会を行うことができます。
- (2) 前項の照会をしようとするときは、利用者は、当行所定の方法により行ってください。
- (3) 既に応答した内容については、訂正依頼その他相当の事由がある場合には、利用者へ通知することなく変更することがあります。当該変更のために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10 利用時間

- (1) ゆうちょP a y取引及びゆうちょP a yアプリに係る各種サービスの利用可能時間は、当行所定の時間帯とします。
- (2) 当行は、システムメンテナンス等のためあらかじめ利用者に対する通知又は公表のうえ、ゆうちょP a y取引及びゆうちょP a yアプリに係る各種サービスの取扱いを休止することがあります。
- (3) 前項にかかわらず、当行は、システムの維持、取引の安全性の維持等に必要な場合は、あらかじめ利用者へ通知又は公表することなく、ゆうちょP a y取引及びゆうちょP a yアプリに係る各種サービスの取扱いを休止することができるものとします。

11 ゆうちょP a y取引の範囲

当行の提携金融機関に変動が生じたときは、ゆうちょP a y取引が利用可能なパートナー等も変動するものとします。この場合、当行は利用者へその旨を通知又は公表するものとします。

12 取引できない場合

次の場合には、ゆうちょP a y取引を行うことはできません。

- ① 停電・通信障害・故障等により、必要なシステム処理ができない場合
- ② 1日当たりの利用限度額の範囲を超える場合
- ③ パートナー等ごとに定められた利用者1人が1日に利用できる限度額を超える場合
- ④ 購入する商品又は提供を受けるサービス等が、パートナーがゆうちょP a y取引を行うことができないものと定めた商品又はサービス等に該当する場合
- ⑤ 残高不足その他の理由により、引落指定口座からの払出しができない場合
- ⑥ パートナー等においてパートナー等の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、パートナー等が当行と締結する契約に基づいて、パートナー等より引落指定口座からの払出金に相当するものとして交付する現金の決済を拒絶する場合

13 取消

- (1) ゆうちょP a y取引が成立した後に利用者へとパートナー等との売買契約等が解除、取消その他の事由により効力を失い、又は終了した場合には、利用者に対する返金等については、パートナー等への資金の入金の前後を問わず、利用者へとパートナー等の間で解決するものとし、利用者は当行に対して引落指定口座への返金やゆうちょP a y取引の取消を請求することはできないもの

とします。

- (2) 前項の規定にかかわらず、利用者とパートナー等の合意に基づき、パートナー等がパートナー端末等から当行に取消の電文を送信し、当行が当該電文を当該ゆうちょP a y取引が行われた当日中に受信した場合に限り、ゆうちょP a y取引を取り消すことができます。なお、その場合、引落指定口座への返金は、翌銀行営業日以降となります。

14 パートナー等との紛議

- (1) 利用者は、パートナー等において商品を購入し、又はサービス等の提供等を受けるに当たっては、自己の判断と責任において、パートナー等との契約を締結するものとします。
- (2) 利用者は、パートナー等から購入した商品又は提供を受けたサービス等に関する紛議その他パートナー等との間で生じた一切の紛議について、当該パートナー等との間で自ら解決するものとします。
- (3) 当行が利用者とパートナー等との紛議に関して必要な調査を実施し、利用者に対して帳票の提出、事実関係の聴取その他の協力を求めた場合、利用者はこれに協力するものとします。

15 暗号等及び利用者端末の管理

- (1) 利用者は、利用者端末を第三者に使用させてはなりません。また、ゆうちょP a yアプリをこの規約で定める用途以外で使用してはなりません。
- (2) 利用者は、暗号等を指定するに当たっては、他人に推測されやすい数字等を避け、第三者に知られたり盗まれたりしないよう、利用者自身の責任において厳重に管理し、ゆうちょP a yアプリの画面上で随時変更するものとします。利用者が暗号等として推測されやすい数字等を利用したことにより生じた損害に対し、当行は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 暗号等を失念した場合には、利用者は、当行所定の手続に従って当行に照会するものとします。この場合、当行は暗号等を初期化することがあります。
- (4) 暗号等が第三者に使用されるおそれが生じた場合又は第三者に使用されたことを認知した場合には、速やかに利用者は、第18条第1項の利用停止手続を完了し、第三者の使用を防止するために必要な措置をとるものとします。
- (5) 利用者は、利用者端末がコンピューターウィルスや不正プログラムに感染しないようセキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行うものとします。
- (6) 利用者端末は、紛失・盗難等に遭わないように、利用者自身の責任において厳重に管理するものとします。なお、利用者端末を変更又は処分する場合には、必ずゆうちょP a yアプリを削除するものとします。
- (7) 利用者は、利用者端末を紛失した場合その他利用者端末を第三者が使用するおそれが生じたときは、直ちに当該利用者端末に係る通信会社に連絡するとともに、第18条第1項の利用停止手続を完了し、第三者の使用を防止するために必要な措置をとるものとします。
- (8) ゆうちょP a yの利用に際し、取引暗証番号の入力項目を、当行所定の回数以上連続して誤入力すると、ゆうちょP a yが利用できなくなります。この場合、ログアウトをしたのち、再度ログインをしたうえで取引暗証番号を変更等してください。
- (9) 利用者は、前各項のほかこの規約に従い、利用者端末を管理するものとします。

16 手数料

- (1) ゆうちょP a yの一部サービスの利用に当たっては、当行所定の手数料をいただきます。
- (2) 前項の手数料は、当行所定の日時に、引落指定口座から控除することによりいただきます。

17 通信料の負担

ゆうちょP a yアプリの利用及びダウンロードには別途通信料がかかり、利用者のご負担になります（バージョンアップ等の際にかかる通信料を含みます。）。

18 利用者による利用停止等

- (1) 利用者が、ゆうちょP a yの利用停止を希望する場合には、当行所定のホームページに掲載されたゆうちょP a yの利用停止方法に従い、手続を行うものとします。なお、ゆうちょP a yアプリを利用者端末から削除するだけでは、ゆうちょP a yの利用停止を行ったことにはなりません。
- (2) 前項の利用停止に係る手続を行った利用者が、利用再開をしようとするときは、当行に申し出るものとします。なお、利用再開の申出に関し、当行は申出を行った方が利用者本人であることを確認するための資料の提示等を求めることがあります。
- (3) 直前にログインした利用者端末とは異なる端末からゆうちょP a yアプリへのログインがある場合、当行は、利用者が登録したメールアドレスに「全ての端末からログアウト」を実施できる方法を送信します。「全ての端末からログアウト」を実施すると、ゆうちょP a yのログインパスワードが初期化され、この場合、ログインするには、利用者が登録したメールアドレスに送信される確認コードが必要になります。

19 当行による利用停止等

- (1) 当行は、利用者が次の各号に該当した場合は、利用者に通知することなく、ゆうちょP a yの利用を停止することがあります。また、この場合、当行は当該利用者の利用登録を抹消することもできるものとします。
 - ① 6か月以上、ゆうちょP a yアプリへのログインがないとき
 - ② 利用者を被相続人とする相続の開始があったことを当行が知ったとき
 - ③ 引落指定口座について、貯金等共通規定第8条（成年後見人等の届出）により成年後見人等の届出がされたとき
 - ④ 引落指定口座が取引制限、停止又は解約（総合口座取引規定に規定する総合サービスが停止又は廃止された場合を含みます。）されたとき
 - ⑤ 引落指定口座について、通帳又はキャッシュカードが紛失、盗難その他の事由により利用が停止されたとき
 - ⑥ この契約その他当行との契約に違反したとき
 - ⑦ 利用者が当行に届け出た住所地あての郵便物が到達しなかった場合など、利用者との連絡が取れないとき
 - ⑧ 利用状況等に鑑みて、当行が必要と認めたとき
- (2) 前項のほか、引落指定口座がゆうちょダイレクト規定に規定する利用口座に該当する場合において、当該ゆうちょダイレクトの利用の廃止に係る手続が行われたときは、ゆうちょP a yアプ

りに係る引落指定口座の登録が初期化されます。引き続きゆうちょPayアプリの利用を希望する場合には、あらためて引落指定口座の登録を行ってください。

20 反社会的勢力の排除

- (1) 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらをあわせて「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて他の当事者の信用を毀損し、又は他の当事者の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 利用者が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、利用者とのこの契約を継続することが不適切であると当行が認めた場合には、当行は、利用者に通知することなく一切の取引を停止し、この契約を含む一切の契約等を解除できるものとします。
- (4) 前項の規定の適用により、利用者に損害が生じた場合にも、利用者は当行にはなんらの請求をしません。また、当行に損害が生じたときは、利用者がその責任を負います。

21 届出事項の変更

- (1) 利用者は、当行に届け出ている氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行に届け出るものとします。この届出を怠ったことにより生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- (2) 当行は、届出のあった氏名、住所その他の連絡先にあてて通知し又は送付書類を発送すれば足り、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

22 個人情報収集・利用

利用者（この条においては、ゆうちょP a yの利用申込みをしようとする方を含みます。）は、氏名・電話番号等、利用者が届け出た事項及びこのサービスの利用履歴等の情報を、当行が定める「個人情報取扱いに関する同意条項」に記載した利用目的及び付帯サービスの提供のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

23 準拠法

利用者と当行とのこの契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

24 合意管轄裁判所

利用者と当行とのこの契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

25 免責

- (1) 当行の責に帰すべき事由により、引落指定口座から誤って払出しを行い、あるいは、二重に払出しを行った場合等であっても、当行は、誤って払い出した金額相当額を引落指定口座に返金すれば足りるものとし、当行は、事由の如何にかかわらず、当該返金額相当額を超えて何らの損害賠償の責も負わないものとします。
- (2) 前項のほか、当行がこの規約に定めるゆうちょP a yの提供に関し、利用者が被った損害について責任を負う場合であっても、当行の責任は通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、逸失利益、拡大損害、間接損害及び特別損害については一切責任を負わないものとします。
- (3) 前2項の規定は、当行が故意又は重大な過失に基づき債務不履行を起こした場合には、適用されません。
- (4) 第4条第1項に基づき取引暗証番号の入力、又はQRコード等の読み取りが行われた場合には、当行は当該ゆうちょP a y取引が利用者自身により行われたものと判断することができ、当該ゆうちょP a y取引が、利用者端末又は暗号等の盗難又は不正使用その他理由の如何を問わず利用者以外の第三者により行われたことによって利用者が損害を被った場合であってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 当行は、ゆうちょP a y取引を利用して販売若しくは提供等される商品又はサービス等について一切の責任を負わないものとします。
- (6) 第4項の規定にかかわらず、暗号等その他のお客さま情報の盗取又は詐取により、利用者以外の第三者にゆうちょP a yを不正に使用された場合（第三者が個人になりすまして当該個人名義のゆうちょP a yの利用申込みがなされた場合を含みます。この場合、この項及び次条において利用者とは当該個人を意味するものとします。）、又は利用者端末の紛失若しくは盗難により利用者以外の第三者にゆうちょP a yを不正に使用された場合に生じた取引については、利用者は、当該不正な取引に係る支払金額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

26 不正使用によるゆうちょP a y取引等に係る補償

- (1) 前条第6項により、利用者以外の第三者に不正使用され生じたゆうちょP a y取引及び引落指定口座からの不正な払出金に相当するものとして交付する現金の決済に係る取引（以下この条に

において「ゆうちょP a y取引等」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は、当行に対して当該ゆうちょP a y取引等に係る損害(取引金額、手数料及び利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 不正使用に気付いてから速やかに、当行への通知が行われていること
 - ② 第15条第4項及び同条第7項に定める措置がとられていること
 - ③ 当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること
 - ④ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他不正使用があったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該ゆうちょP a y取引等が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事由があることを利用者が証明した場合は、30日にその事由が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされたゆうちょP a y取引等に係る損害(取引金額、手数料及び利息を含みます。)の額に相当する金額(以下この項において「補てん対象額」といいます。)を前条第4項にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該ゆうちょP a y取引等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の一部に相当する金額を補てんすることがあります。
- (3) 前2項の規定は、第1項に係る当行への通知が、暗号等その他のお客さま情報の盗取又は詐取が行われた日(当該盗取又は詐取が行われた日が明らかでないときは、当該暗号等を用いて行われた不正なゆうちょP a y取引等が最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は、補てん責任を負いません。
- ① 当該ゆうちょP a y取引等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 利用者に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人又は家事使用人(家事全般を行っている者をいいます。)によって行われた場合
 - C 利用者端末の故障、誤操作又は誤使用による場合
 - D 利用者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じて又はこれに付随して暗号等が盗取された場合
- (5) 当行が引落指定口座について利用者の請求によるゆうちょP a y取引等を行っている場合には、当該ゆうちょP a y取引等を行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、利用者が、暗号等の不正使用によるゆうちょP a y取引等を行った者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合には当該賠償又は返還を受けた額の限度において、不正使用によるゆうちょP a y取引等により被った損害について本人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、引落

指定口座に係る利用者の払出請求権は消滅します。

- (7) 当行が第2項により補てんを行った場合には、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、暗号等の不正使用によるゆうちょP a y取引等を行った者その他の第三者に対して引落指定口座の利用者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。

27 権利の帰属等

ゆうちょP a yアプリの著作権その他ゆうちょP a yアプリに関する一切の権利は、当行又は当行が許諾を受ける権利者に帰属します。

28 規定の適用・準用

ゆうちょP a yの利用に当たり、この規約に定めのない事項については、「振替貯金口座規定」、「キャッシュカード規定」、「即時振替規定」その他関係規定の定めを適用又は準用します。

29 規約の改定等

- (1) 当行は、利用者に事前に通知することなく、ゆうちょP a yアプリの機能の追加、変更等を行うことができるものとします。
- (2) この規約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (3) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(注) 関係規定等については、ゆうちょ銀行Webサイトの「ホーム > 貯金等規定一覧」のページに掲載しております。(https://www.jp-bank.japanpost.jp/kitei/kti_index.html)

個人情報の取扱いに関する同意条項

ゆうちょP a yの利用者となろうとする者（以下「申込者」といいます。）は、この同意条項及びこの規約に同意のうえ、申し込むものとします。

1 総則

- (1) この同意条項は、ゆうちょP a yの利用者及び申込者（以下これらを総称して「利用者等」といいます。）に関する個人情報の取扱いについて定めたものです。
- (2) 申込者は、この同意条項に同意のうえ、ゆうちょP a yの利用申込みを行い、利用者となった後にゆうちょP a yを利用するものとします。
- (3) この同意条項は、ゆうちょP a y利用規約（以下「この規約」といいます。）の一部を構成するものとし、この同意条項で特に定義されていない用語は、この規約の用語の定義と同義とします。

2 個人情報の収集・保有・利用等

- (1) 利用者等は、当行がゆうちょP a yの提供及び利用者等の管理を目的として、次の利用者等の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を、当行所定の保護措置を講じたうえでこれを収集、保有及び利用することに同意します。
 - ① 利用者等の氏名、生年月日、性別、電話番号、電子メールアドレスその他の利用者等がゆうちょP a yの利用に際して入力し又は当行に届け出た情報（別途利用者等の申出により登録された情報を変更した場合には当該変更後の情報を含みます。）
 - ② ゆうちょP a yの利用申込日、利用日、利用したパートナー等に係る名称、利用金額
 - ③ 当行所定のコールセンター等への問い合わせ内容、ご意見ご要望等の受付に際して提供のあった情報（通話情報を含みます。）
 - ④ ゆうちょP a yの利用に当たって登録した口座情報
 - ⑤ その他利用者等に関して当行が知り得た利用者等の情報（位置情報を含みます。）
- (2) 利用者等は、当行がゆうちょP a yの提供及び利用者等の管理その他の業務の全部又は一部を委託する場合、当行が当行所定の保護措置を講じたうえで、前項により収集した個人情報を委託先に提供し、当該委託先が受託の目的の範囲内で利用することに同意します。
- (3) 利用者等は、当行が当行所定の保護措置を講じたうえで、第1項により収集した個人情報を提携金融機関、パートナー等その他の第三者に提供し、当該提供先がゆうちょP a yの提供及び利用者等の管理その他の業務に必要な範囲内で利用することに同意します。
- (4) 利用者等は、当行がゆうちょP a yを改善する目的で以下の事業者が提供する情報収集モジュールを使用し、当該事業者を通じてゆうちょP a yアプリの操作ログを匿名で自動取得することに同意します。情報収集モジュールとは、当該事業者が提供するプログラムであって、操作ログを取得・分析するための機能をもつものをいいます。なお、当行は情報収集モジュールで取得した操作ログを、利用者等を識別するIDと組み合わせたうえで、利用者等の属性情報等を付加し、利用する場合があります。また、収集された情報は、当該事業者のプライバシーポリシーに基づき管理されます。

事業者：Google LLC

情報収集モジュール名：Firebase 向け Google アナリティクス

なお、情報収集モジュールを使用した自動取得を停止するためには、ゆうちょP a yアプリをアンインストールする必要があります。

3 営業活動等の目的での個人情報の利用

利用者等は、当行が次の目的で個人情報を利用することに同意します。

① ゆうちょP a yに係る業務（それらに付随して提供するサービスを含みます。）その他当行が提供する商品・サービスの案内若しくは提供、宣伝物若しくは印刷物の送付、電話若しくは電子メール配信等による営業案内、又は関連するアフターサービスの提供

※ 当行が提供する商品・サービスの内容は、当行所定のホームページに常時掲載しております。

② 商品・サービス等の販売状況、ゆうちょP a yの利用状況の調査及び分析を通じた商品開発並びにマーケティング分析（個人を特定できないよう加工した分析結果を第三者へ提供する方法等によりマーケティングに活用することを含みます。）その他当行の事業における市場調査

③ パートナー等その他の第三者の商品・サービス等の案内、クーポン、スタンプカードその他の広告物等の表示又は提供

4 個人情報の開示・訂正・追加・削除

(1) 利用者等は、当行所定の手続に従って申し出ることにより、自己に関する個人情報の開示、訂正、追加又は削除を求めることができますものとします。開示請求手続の詳細は、当行所定のホームページをご確認ください。

(2) 万が一、当行の保有する利用者等の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合、その内容の訂正等に関して他の法令の規定による特別の手続が定められているときを除き、当行は、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに訂正、追加又は削除に応じるものとします。

5 この同意条項に不同意の場合

利用者等が取引に必要な事項（利用者等が当行に届け出るべき事項を含みます。）の送信若しくは届出をしない場合又はこの同意条項の全部若しくは一部に同意しない場合、当行が、利用者等からの取引の申込みを承諾しないことがあります。ただし、第3条の規定に同意しないことを理由に承諾をしないことはありません。

6 この同意条項の変更

この同意条項は当行所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

7 個人情報の共同利用

当行は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用する場合、個人情報の共同利用について当行所定のホームページへの常時掲載によって公表するものとします。

以 上

キャッシュレス・消費者還元事業に関する特約

1 適用範囲

- (1) この特約は、ゆうちょP a yの利用者に対して、ゆうちょP a y利用規約の特則として、当行が提供する消費者還元（次条に定義します。）について適用されるものとします。
- (2) ゆうちょP a y利用規約において定義された用語は、この特約に別段の定めのない限り、この特約においても同様の意味に用いられるものとします。

2 消費者還元の定義

この特約において「消費者還元」とは、平成31年度政府予算に基づき施行された「キャッシュレス・消費者還元事業」（以下「還元事業」といいます。）に基づき、当行が、還元事業における間接補助事業者として、利用者がパートナー（還元事業の対象となるものに限り、以下同じとします。）でゆうちょP a y取引を行った場合に、当該取引金額に、一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下「補助金事務局」といいます。）が定める還元料率（以下「還元料率」といいます。）を乗じた金額に相当するポイント（1ポイント1円で換算するものとし、円未満は切り捨てます。以下同じとします。）を付与することにより利用者に提供される還元をいいます。ただし、一つの総合口座に対して付与されるポイントの総数は、当行が公表する金額相当を上限とします。

3 消費者還元の方法

- (1) 利用者が行ったゆうちょP a y取引が還元事業に基づく消費者還元の対象となる取引に該当する場合には、当行は、次項以下に定める方法により、消費者還元を実施するものとします。
- (2) 当行は、ゆうちょP a y取引での取引金額に還元料率を乗じた金額に相当するポイントを利用者に付与するものとし、当該ポイントに相当する金額をゆうちょP a y取引が行われた日の属する月の末日から1か月以内に、利用者の総合口座に入金するものとします。
- (3) 当行が前項の入金を行おうとするときに、解約その他の事由により利用者の総合口座に入金することができない状態になっている場合には、当行はポイントに相当する金額の入金を行いません。
- (4) 当行は、還元事業の対象となるゆうちょP a y取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった場合には、当該取引に係るポイントの付与を取り消すものとします。第2項に基づく入金が行われている場合には、当行は、利用者に対して、取り消されたポイントに相当する金額の返還を求めることができ、利用者の総合口座から当該ポイントに相当する金額を引き落とすことにより、当該返還に充てることのできるものとします。
- (5) 当行は、利用者に付与されたポイントの残高及び明細について、利用者からの照会に応じる義務を負わないものとします。
- (6) 利用者は、付与されたポイントに関する地位、権利等について、第三者に譲渡等してはならないものとします。

4 不当な取引

- (1) 利用者は、当行が提供する消費者還元について、利用者に帰責する以下に掲げる取引（以下「不当な取引」といいます。）を行ってはならず、不当な取引の可能性を認識した場合は直ちにその旨

を当行に通知するものとします。利用者が不当な取引を行おうとした場合、当行は消費者還元の提供を拒むことができるものとします。

- ① 他人のスマートフォン等を用いてゆうちょP a y取引を行った結果として、自己又は他者が消費者還元に基づく利益を得ること
 - ② 架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして、取引の実態がないにもかかわらず、当該取引を根拠として、自己又は他者が還元事業における消費者還元に基づく利益を得ること
 - ③ 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、還元事業による消費者還元を受けることのみを目的として、ゆうちょP a y取引を行い、自己又は他者が還元事業における消費者還元に基づく利益を得ること
 - ④ 還元事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は他者が還元事業における消費者還元に基づく利益を得ること
 - ⑤ 還元事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは還元事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにもかかわらず、自己又は他者が還元事業における消費者還元に基づく利益を得ること
 - ⑥ 還元事業の対象でないパートナーが対象であると申告することで、他者に還元事業における消費者還元に基づく利益を得させること
 - ⑦ その他補助金事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引
- (2) 当行は、利用者が不当な取引を行ったと判断した場合又は不当な取引が発生した疑いがあるとの補助金事務局からの通知を受けた場合、当該利用者に対し、不当な取引に係る消費者還元に対応する金額（以下「不正還元金額」といいます。）の付与を取り止め、又は既に付与した不正還元金額を当行が指定する方法により直ちに返還するよう請求することができるものとし、利用者はこれに従うものとします。
- (3) 当行は、利用者が当行に有する総合口座から不正還元金額を引き落とし、当該引落しに係る金額を不正還元金額の返還に充てることができるものとし、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。

5 停止・解除等

- (1) 当行は、利用者が不当な取引を行った場合又は不当な取引が発生した疑いがあるとの補助金事務局からの通知を受けた場合には、当該利用者による以後のゆうちょP a y取引及び消費者還元の利用を停止し、ゆうちょP a yに係る一切の契約（当行との貯金に係る契約を含みます。）を直ちに解除することができるものとします。
- (2) 利用者が不当な取引を行ったこと又は不当な取引が発生した疑いがあるとの補助金事務局からの通知を受けたことにより、当行、日本国又は補助金事務局その他第三者に損失が生じた場合には、利用者は、当該損失額に相当する金額を賠償するものとします。なお、当該損失額に相当する金額の賠償については、前条第3項の規定を準用するものとします。

6 情報連携

当行は、利用者が不当な取引を行った場合には、当該利用者の氏名、生年月日、電話番号、住所、決済手段に付与された番号又は記号、口座情報、不当な取引を行った事実その他の利用者を特定す

るために必要な情報を他のキャッシュレス決済事業者、パートナー及び補助金事務局並びにそれらの委託先に共有することができるものとし、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。

7 調査等への協力

利用者が行ったゆうちょPay取引に関し、当行、パートナー若しくは補助金事務局又はそれらの委託先が調査等を実施する場合には、利用者は、調査等を実施する者からの求めに応じて、当該調査等に協力するものとします。

8 免責

- (1) 当行は、消費者還元のために使用する電子機器、ソフトウェア等のシステムにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的な保守及び運用を行います。システムの完全性を保証するものではありません。
- (2) 当行は、電子機器、ソフトウェア等の不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害等のシステムトラブルに起因して、利用者には付与されるべきポイントに異常が生じた場合には、その時点における一般の技術水準に従って合理的な措置を講じます。かかる措置にもかかわらず、ポイントの異常が解消されなかった場合、かかる異常を解消できないことにつき当行に過失がない限り、当行はポイントの補償その他の責任を行わないものとします。
- (3) 当行は、他のキャッシュレス決済事業者、パートナー、通信事業者、補助金事務局、日本国等、当行以外の第三者に起因する事情に基づいて生じた利用者の損害について、一切の責任を負いません。

9 特約の改定

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

ゆうちょPayマイナポイント特約

1 目的

- (1) ゆうちょPayマイナポイント特約（以下「この特約」といいます。別紙においても同じとします。）は、令和元年度及び令和2年度政府予算に基づき施行された「マイナポイント事業（以下「本事業」といいます。）」に基づき、利用者が選択したキャッシュレス決済サービスを提供する事業者が、利用者に対してマイナポイントの付与に係るサービス（以下「本サービス」といいます。）の提供を行うにあたっての、マイナポイントの付与の条件、方法等、基本的事項を定めることを目的とするものです。
- (2) 利用者は、利用者が選択したキャッシュレス決済サービスに係る利用規約に付随する特約として、この特約及び対象決済事業者が定める別紙の内容を承認のうえ、この特約に基づき本サービスの提供を受けるものとします。また、本サービスの提供を受けるにあたっては、この特約のほか、利用者が選択したキャッシュレス決済サービスに係る利用規約及びこれに付随する細則、ガイドライン等（以下「利用規約等」といいます。）の当該決済サービス及び本サービスの提供に必要な対象決済事業者の規約等が適用されるものとします。

2 定義

この特約及び別紙におけるそれぞれの用語の定義は、次のとおりとします。なお、ゆうちょPay利用規約において定義された用語は、この特約に別段の定めのない限り、この特約及び別紙においても同様の意味に用いられるものとします。

(1) マイナンバーカード

行政手続における個人を識別するための番号利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードのことをいいます。

(2) マイキーID

マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空き領域と公的個人認証の部分）のうち、公的個人認証サービスに対応して利用者が任意で作成する、一意性が確保されたIDであり、マイナポイントの付与を行うために、本人を認証する識別子として必要になるものをいいます。

(3) マイキープラットフォーム

マイナンバーカードのマイキー部分を活用して、マイナンバーカードを各種サービスの利用に係る共通の手段とするための共通情報基盤をいいます。

(4) マイナポイント

対象決済事業者が、対象キャッシュレス決済サービスで利用可能なポイント等を所定の要件で所定の対象者に付与する場合における当該ポイント等をいいます。

(5) キャッシュレス決済サービス

電子マネー、QRコード決済、クレジットカード等、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済サービスをいいます。

(6) 事務局

国（総務省）の監督のもと本事業を運営する一般社団法人環境共創イニシアチブ事務局をいいます。

(7) 登録決済事業者

本事業に関して事務局に登録された、キャッシュレス決済サービスを提供する事業者をいいます。

(8) 対象キャッシュレス決済サービス

登録決済事業者が提供するキャッシュレス決済サービスのうち、マイナポイントの申込みにあたり、利用者が選択したキャッシュレス決済サービスをいいます。

(9) 対象決済事業者

対象キャッシュレス決済サービスを提供する事業者をいいます。

(10) 利用者

マイナンバーカードの保有者であって、マイキーIDの設定（マイナポイントの予約を行うことでマイキーIDが設定されます。）を行った者のうち、一つのキャッシュレス決済サービスを選択して本サービスの申込み・登録を希望する者又は行った者をいいます。

(11) 前払

前払式支払手段（資金決済に関する法律第3条第1項）の発行に係る対価の支払をいいます。

(12) 物品等の購入

前払式支払手段、資金移動業に用いられる電子マネー、クレジットカード等のキャッシュレス決済サービスを利用した商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることをいいます。

3 マイナポイント付与の要件及び方法

(1) 利用者は、本サービスの申込期間として事務局又は対象決済事業者が定める期間内に、国が定めるマイナポイント利用規約及び対象決済事業者が定める方法に従って申込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスの登録が完了した場合には、付与対象期間において、対象キャッシュレス決済サービスについて対象決済事業者が定める以下の各号に掲げるマイナポイント付与の方法ごとに、各号に掲げる行為（以下「対象行為」といいます。）を行ったとき、マイナポイントの付与を受けることができます。なお、マイナポイント利用規約及び対象決済事業者が定める方法に従って申込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスの登録が完了した場合には、原則として、登録した対象キャッシュレス決済サービスを変更することはできません。

① 対象キャッシュレス決済サービスが前払式支払手段である場合の前払額に応じてマイナポイントを付与する方法

対象キャッシュレス決済サービスの前払を行うこと

② キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入のための決済額に応じてマイナポイントを付与する方法

対象キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入を行うこと（キャッシュレス決済サービスのチャージは除く。）

③ その他一定の経済的利益を受ける権利（中間ポイント等）を利用者に付与する方法として認められる方法

対象決済事業者が経済的利益を受ける権利を付与するための条件として定める所定の行為を行うこと

(2) 前項にかかわらず、対象決済事業者が対象キャッシュレス決済サービスに係る利用規約等において別途マイナポイント付与の要件を定めた場合には、前項の要件に加え、当該要件を充たした

ときにマイナポイントの付与を受けることができるものとします。

- (3) 第1項の付与対象期間は、対象者が本サービスの申込みを行った日と2020年9月1日のいずれか遅い日から、2021年3月31日までの期間をいいます。
- (4) マイナポイントは、対象行為に係る金額に応じて、対象決済事業者所定の割合により付与されます。ただし、対象決済事業者が設定したマイナポイント付与の対象となる最小単位を超えた場合に付与されるものとし、付与対象期間内の一又は複数の対象行為に係る金額の合計に対して25%に相当する額を付与するものとします。ただし、付与ごとに生じる1ポイント未満のポイントを切り捨てる場合には、付与したポイントの合計が対象行為に係る金額の合計に対して25%を下回る場合があります。
- (5) マイナポイントは、対象キャッシュレス決済サービスに係る決済手段として付与される方法、当該決済手段とは異なる決済手段として付与される方法又は対象キャッシュレス決済サービスに係る決済手段若しくは当該決済手段とは異なる決済手段に交換することができる中間ポイント等として付与される方法のうち、対象決済事業者が定める方法により付与されます。
- (6) マイナポイントは、原則として、マイナポイント付与の対象となる対象行為以後、一又は複数の前払又は物品等の購入に係る合計値が付与の対象となる最小単位に達してから2か月以内の範囲で対象キャッシュレス決済事業者が定める時期に付与されます。
- (7) 第三者によるマイキーID又は対象キャッシュレス決済サービスの登録が行われた場合及び利用者がマイキーIDの登録又は対象キャッシュレス決済サービスの登録において誤った情報を登録することその他登録手続の不備があった場合において、対象決済事業者、国及び事務局は、当該利用者に対してマイナポイントを付与する義務を負わず、その他当該登録に関する責任も負わないものとします。

4 マイナポイント付与ができない場合

- (1) 対象行為が行われた場合であっても、以下に掲げる場合には、マイナポイント付与が行われられないものとします。なお、国、事務局及び対象決済事業者は、以下に掲げる場合に該当するおそれがあると判断した場合には、マイナポイントの付与を停止することがあります。
 - ① システム障害等によりマイナポイントの付与又は対象キャッシュレス決済サービスの提供を停止しているときに対象行為が行われた場合
 - ② マイナポイント付与の上限額を超えている場合(対象行為に係るマイナポイント付与によって上限額を超える場合は、当該超過部分について付与が行われぬ。)
 - ③ マイナポイントを付与することで当該決済手段の上限額を超えてしまう場合(当該超過部分について付与が行われぬ。)
 - ④ 第8条に定める不当な取引等その他この特約又は対象キャッシュレス決済サービスに係る利用規約等に違反する取引又は行為であった場合
 - ⑤ 解除、取消等により対象行為に係る取引が無効となった場合
 - ⑥ 対象キャッシュレス決済サービスに係る加盟店が対象行為に係る取引に関して対象決済事業者所定の期限内に売上情報を提供しない場合
 - ⑦ 対象決済事業者が対象キャッシュレス決済サービスの利用規約又はこの特約その他ガイドライン等でマイナポイントの付与を行わない場合と定めている場合
- (2) 対象決済事業者は、前項によりマイナポイントの付与が行われぬ場合であっても、対象決済

事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、これにより生じた損害について責任を負わないものとします。

5 マイナポイントの付与状況の確認

- (1) 利用者は、付与されたマイナポイントの数量・金額等マイナポイントの付与状況に関する事項で対象決済事業者所定の事項につき、対象決済事業者所定の方法により確認することができます。
- (2) 利用者は、付与されたマイナポイントの数量・金額に誤りがあること、付与されるべきマイナポイントが付与されていないこと又は利用者に付与されるべきマイナポイントが第三者に付与されていることを知った場合には、直ちに対象決済事業者にその旨を申し出るものとします。この場合、対象決済事業者は、当該申出に係る数量・金額の誤り等を認めた場合であって、当該誤り等の是正が必要と判断した場合には、速やかに数量・金額の訂正や誤って付与されたマイナポイントの取消等の措置を講ずることとします。

6 付与額の上限等

- (1) マイナポイントの付与は、利用者1人に対して5,000円相当額分を上限とします。
- (2) マイナポイントの有効期間は、付与された時から3か月以上の期間で対象決済事業者が定める期間（有効期間の定めがない場合も含みます。）とします。

7 付与の取消

- (1) 対象決済事業者は、マイナポイントの付与を行った場合に、当該付与に係る取引が本サービスの適用対象外であることや国又は事務局より補助金返還が命ぜられた部分に相当することが判明したとき、又は第4条第1項各号に該当することが判明したときは、利用者に対するマイナポイントの付与を取り消します。また、第5条第2項後段に該当する場合には、誤って付与されたマイナポイントを取り消すことがあります。
- (2) 前項に定めるときに、利用者に付与されたマイナポイントが既に物品等の購入に係る決済に使用され又は第三者に譲渡されていること等により取り消すことができない場合には、対象決済事業者は、当該利用者に対し、付与されたマイナポイント相当額の金銭の支払を請求することができるものとします。
- (3) 第1項の取消は、対象決済事業者又は国及び事務局の判断に基づき行われるものとします。ただし、当該取消が行われたことにより、利用者に損害等が生じた場合であっても、対象決済事業者、国及び事務局は自らの責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負わないものとします。
- (4) 利用者は、利用者が対象キャッシュレス決済サービスに係る加盟店において、取引の取消又は当該取引に係る物品等の返品をする場合には、使用した対象キャッシュレス決済サービスに係る利用規約等に従うものとし、当該加盟店から現金等による返金を受けてはならないものとします。

8 不当な取引その他の禁止行為

- (1) 利用者は、以下の各号に掲げる取引（以下「不当な取引」といいます。）を行ってはならないものとします。ただし、①から③については、マイナポイント利用規約に基づき法定代理人が本人に代わって登録する場合は除きます。
 - ① 他人のキャッシュレス決済サービスを用いて決済した結果又は金銭のチャージを実施した結

果に基づいて、自己がマイナポイント付与（決済手段とマイキーIDの紐づけを含みます。以下本項において同じとします。）を受け、あるいは、当該他人以外の第三者にマイナポイントの付与を受けさせること

- ② 他人に付与されたマイナポイントを不当に使用すること
 - ③ 他人のマイナンバーカードを用いてマイナポイントの付与を受けること
 - ④ 架空のマイナンバーカードの利用、マイキープラットフォームへのサイバー攻撃やマイキープラットフォームのバグ、エラー、脆弱性の利用等によって、マイナポイントの付与を受ける要件を満たさないにもかかわらず、マイナポイントの付与を受けること
 - ⑤ 循環取引（例えば、2者が架空の商品の売買を双方で実施することでマイナポイントの付与を受ける等）や架空取引（例えば、キャッシュレス決済サービスによる決済実施後に同額を現金で払い戻しを受け、マイナポイントの付与を受ける等）等、実態の伴わない取引又は実質的に単一の取引（例えば、他人の決済手段を用いてチャージを行った際にマイナポイントの付与を受けたが、当該チャージ分を利用して商品等を購入し再度マイナポイントの付与を受ける等）に基づいてマイナポイントの付与を受けること
 - ⑥ その他国及び事務局が、マイナポイント制度の趣旨に照らして不当であると判断した方法によりマイナポイントの付与を受け又は使用すること
- (2) 利用者は、前項に定める取引のほか、以下の各号に定める取引又は行為を行ってはならないものとします。ただし、①及び②については、マイナポイント利用規約に基づき法定代理人の決済手段に登録する場合は除きます。
- ① 他人の決済手段を対象キャッシュレス決済サービスとして登録すること
 - ② マイナポイントの付与を受けることができる地位について、第三者に譲渡、移転、その他の処分をすること
 - ③ 国、事務局及び対象決済事業者が運営するシステム等への不正アクセス、本事業の運営に関するシステム等に過度な負荷をかける行為その他本事業の運営を妨害し、又は妨害するおそれのある行為
 - ④ その他前各号に準じる行為
- (3) 前2項の定め違反した場合は、対象決済事業者は、何らの通知又は催告を行うことなく、第7条に基づくマイナポイント付与の取消、当該利用者に付与されたマイナポイントすべての取消及び当該利用者のマイナポイントの付与を受けることができる資格の取消を行うことができるものとします。また、対象決済事業者は、対象キャッシュレス決済サービスに係る利用規約等に基づき、対象キャッシュレス決済サービスの利用停止、会員資格等の取消その他対象決済事業者が定める措置を行うことがあります。
- (4) 不当な取引及び第2項に定める取引若しくは行為（以下「不当な取引等」といいます。）やそのおそれが生じたこと、利用規約等若しくはこの特約に違反する行為又は利用者の責めに帰すべき事由により、対象決済事業者、国又は事務局その他第三者に損害が生じた場合には、利用者は、当該損害額に相当する金額を賠償するものとします。

9 取引等の調査等

対象決済事業者は、不当な取引等が行われたおそれがあると判断した場合に、当該取引等を行った利用者について、マイナポイントの付与、使用状況や対象キャッシュレス決済サービスの利用履

歴や問い合わせ履歴その他不当な取引等の判断に必要な情報を調査します。この場合、対象決済事業者は、利用者に対し、電話、メール、訪問を行う方法その他の方法により不当な取引等の存否等に関する調査を行うことを承諾するものとし、対象事業者からの問い合わせに応じること、不当な取引等を行ったか否かに関する必要な回答をすることその他対象決済事業者による調査に対して必要な協力を行うものとし、ます。

10 不当な取引等における事務局等への届出・通知等

利用者は、不当な取引等を行い、又はそのおそれがあると対象決済事業者が判断した場合、対象決済事業者が国又は事務局に、以下の各号に掲げる事項を届け出ること、並びに届け出られた情報が個人を特定しない形で国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先に対して、マイナポイントの付与等本事業の遂行及び不当な取引等の防止のために提供されることに同意します。

- ① 不当な取引等又はそのおそれがある取引等を行った日時、当該取引等の内容
- ② 当該利用者の対象キャッシュレス決済サービスの利用履歴、問い合わせ履歴のうち、不当な取引等又はそのおそれがある取引等に関する情報
- ③ 不当な取引等又はそのおそれがあると判断した理由に関する情報
- ④ 不当な取引等又はそのおそれがある取引等を行った利用者への対応の内容
- ⑤ その他、不当な取引等又はそのおそれがある取引等に関して前条に基づく調査により取得した情報

11 利用停止等

(1) 対象決済事業者は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に対して何らの通知又は催告を行うことなく、マイナポイント付与の停止若しくは対象キャッシュレス決済サービスの提供の全部又は一部の停止又は中断をすることができるものとし、ます。

- ① 国、事務局が運営するシステム等の不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、本サービス又は対象キャッシュレス決済サービスの提供ができない場合
- ② 地震、落雷、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービス又は対象キャッシュレス決済サービスの提供ができなくなった場合
- ③ マイナポイントの付与又は対象キャッシュレス決済サービスに係るシステム等の点検又は保守作業を行う場合
- ④ 国、事務局及び対象決済事業者が第4条第1項各号に掲げる場合に該当する、又は該当するおそれがあると判断した場合
- ⑤ その他対象決済事業者が本サービス又は対象キャッシュレス決済サービスの提供の停止又は中断が必要であると判断した場合
- ⑥ 国又は事務局が本事業の実施を停止又は中断した場合

(2) 対象決済事業者は、前項に基づく本サービス若しくは対象キャッシュレス決済サービスの提供の停止又は中断により利用者へ生じた損害について、対象決済事業者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとし、ます。

12 免責

- (1) 第三者がマイキーID及び暗証番号を利用して本サービスの申込みを行った場合には、当該申込みに基づく本サービス利用の登録は、当該マイキーIDに係る本人による登録とみなし、当該申込みを行った者による対象キャッシュレス決済サービスの利用等により当該マイキーIDに係る本人に損害が生じた場合においても、対象決済事業者、国及び事務局は責任を負わないものとします。
- (2) 対象決済事業者の加盟店、他の登録決済事業者及びその加盟店、事務局並びに国等、対象決済事業者以外の第三者に起因する事情に基づいて生じた利用者の損害について、対象決済事業者は一切の責任を負わないものとします。

13 この特約の改定

- (1) 利用者は、本サービスが国の施策である本事業の一環として行われるものであり、本事業の内容の変更又は具体化等の事情により、随時変更される可能性のあるサービスであることを承諾するものとします。
- (2) 対象決済事業者は、本サービスの対象期間中に、必要に応じて、この特約及び本サービスの内容を変更できるものとします。また、この特約及び本サービスの内容の変更は、対象決済事業者所定のホームページ上への公表その他対象決済事業者所定の変更手続を履践した場合に効力を生ずるものとします。

14 情報提供

- (1) 利用者は、対象決済事業者が①の目的を達成するために必要な範囲で、②の個人情報を取り扱うことに同意します。

① 利用目的

- ア 本事業の運営、本サービス及び対象キャッシュレス決済サービスを提供するため
- イ 不当な取引等の検知、予防及び不当な取引等が行われた場合の処理を行うため
- ウ 本事業及び本サービスに関する通知、案内等を行うため
- エ 利用者からの問い合わせ等に対して適切に対応するため
- オ 事務局に対する、本事業の精算業務のため

② 個人情報の項目

- ア 氏名、住所、電話番号、メールアドレス
 - イ 対象キャッシュレス決済サービスに係るアカウント等のID等アカウント等を特定する情報
 - ウ 対象キャッシュレス決済サービスの利用履歴、当該決済手段の残高等アカウントの利用状況
 - エ 付与されたマイナポイントの額その他の本サービスに係る利用状況
 - オ 第9条に基づく調査等により取得した情報
- (2) 利用者は、対象決済事業者が国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先に対して本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定及び不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続のために、同条各号に定める事項について提供することに同意します。

- (3) 対象決済事業者は、第1項①の目的に係る業務を第三者に委託する場合、当該委託に基づき第1項②の個人情報を当該委託先に提供することがあります。
- (4) 前各項に定めるほか、本サービスに関する個人情報が、対象決済事業者が対象キャッシュレス決済サービスに関して定める個人情報の取扱いに関する条項に従い取り扱われることがあります。

15 この特約に定めのない事項等

この特約に規定のない事項及び付与されたマイナポイントについては、対象キャッシュレス決済サービスに係る利用規約等によるものとします。

16 問い合わせ先

本サービスに係る問い合わせ、苦情等は、対象決済事業者が対象決済事業者所定のホームページ等に定める問い合わせ先に対して行うものとします。

(別紙) ゆうちよ P a y のマイナポイントの取扱いについて

ゆうちよ P a y 利用規約に基づき当行が提供するゆうちよ P a y におけるマイナポイントの取扱いについては、次のとおりとします。

- 1 マイナポイントとして当行が利用者へ付与するポイントはゆうちよ P a y 利用規約に定める「ゆうちよ P a y ポイント」です。付与されたポイントに係る取扱いについてはこの特約及び別紙に別段の定めがない限り、ゆうちよ P a y 利用規約に定めるとおりとし、この特約における「対象キャッシュレス決済サービス」は「ゆうちよ P a y」を、「対象決済事業者」は当行を、「対象キャッシュレスサービスに係る利用規約」はゆうちよ P a y 利用規約をそれぞれ指すものとします。
- 2 この特約第 3 条第 1 項及び第 5 項に定める申込期間、申込方法並びにマイナポイント付与の方法及び対象行為は、それぞれ次のとおりとします。
 - ① 本サービスの申込期間
2020 年 7 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで
 - ② 申込方法
マイキープラットフォーム等から必要事項を入力
 - ③ マイナポイント付与の方法と対象行為
この特約第 3 条第 1 項②により、ゆうちよ P a y アプリを利用した物品等の購入のための決済額（ゆうちよ P a y ポイント及びマイナポイントとして付与されたゆうちよ P a y ポイントを使用した額は含みません。）に応じて、マイナポイントを付与（パートナー等より引落指定口座からの払出金に相当するものとして交付を受ける現金の決済（キャッシュアウトサービス）に係る取引は物品等の購入に含みません。）
- 3 この特約第 3 条第 2 項におけるマイナポイント付与の追加の要件については、特に定めはありません。
- 4 この特約第 3 条第 4 項に定めるマイナポイント付与の対象となる決済額は 1 円以上とし、当行は決済額の 25% に相当するマイナポイントを付与します。この場合、当行は 1 未満のマイナポイントについて、切り捨てることがあります。
- 5 この特約第 3 条第 6 項に定めるマイナポイントの付与時期は、対象行為から 2 日以内とします。
- 6 この特約第 4 条第 1 項⑦に掲げる事項は、特にありません。
- 7 この特約第 5 条第 1 項について、利用者は付与されたマイナポイント（ゆうちよ P a y ポイント）の数量、付与された日時及び有効期限等を、ゆうちよ P a y アプリで確認することができます。
- 8 この特約第 6 条第 2 項に定める有効期間は、付与されたマイナポイントに係る物品等の購入の決済があった日から 1 年間とします。

- 9 この特約第 13 条第 2 項に定める対象決済事業者所定の変更手続は、ゆうちょ P a y 利用規約に基づく変更手続に従うものとします。
- 10 利用者がマイキー I D を設定し、ゆうちょ P a y を選択して本サービスを申し込んだ後、ゆうちょ P a y の暗号等を失念し又は利用者端末を盗難・紛失した場合その他利用者端末を第三者が使用するおそれが生じたときは、ゆうちょ P a y 利用規約に従うものとします。ただし、マイナンバーカードやマイキー I D、パスワードの盗難・紛失等については、別途国の定めに従ってください。
- 11 この特約第 16 条に定める問い合わせ先は、次のとおりです。
ゆうちょ P a y サポートデスク
電話：0120-387-186（通話料無料）
受付時間：平日 9：00～21：00
土・日・休日（12 月 31 日～1 月 3 日を含む）9：00～17：00
※携帯電話等からもご利用いただけます。
※ I P 電話等一部ご利用いただけない場合があります。

以 上